

社会福祉法人にしあがつま福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年4月 当法人の説明用パンフレットを作成する
- 令和4年4月～ 対象職員には個別に説明用パンフレットを用い制度説明を行い理解を深める
- 平成4年4月～ 雇入時の説明にて制度、規則などの説明を徹底、説明用パンフレットを使用し制度説明を行い、理解を深める

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職等の研修を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 管理職会議にてパンフレットを用い制度説明を行い、理解を深める
- 令和4年4月～ 対象職員が出た都度、所属部署長に制度説明を行い、理解を深める
- 令和5年4月～ ハラスメントに関する研修を行い、制度の理解を深める

目標3：育児休業等が終了した後も子育てを行う職員が就業を継続できるように子の看護休暇、育児時短勤務などの制度の周知

<対策>

- 令和4年4月 当法人の説明用パンフレットを作成する
- 令和4年4月～ 対象職員が育児休業に入る前にパンフレットを使用し事前説明し制度の理解を深める
- 令和4年4月～ 対象職員が休業を終える1～2カ月前に再度パンフレットによる事前説明を行い制度の理解を深める